

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 1 月まで

私は、18 歳で結婚後、昭和 49 年頃、当時の元夫が A 社に就職したので、B 町 C 地区（現在は、D 市 E 町）に転居し、国民年金の加入手続を行ったと思う。

元夫の給料日は毎月 25 日だったので、私は、同じ C 地区に居住していた私の母親と共に 26 日に B 町役場 C 支所（現在は、D 市 E 町センター）に現金を持参し、国民年金保険料を納付していた。

しかし、母親が年金を受給する時期になっても通知が来なかったため B 町役場に調査を依頼したところ、B 町において事務処理の不正が発覚し、担当者が変更になったことが判明した。当該時期と私の記録が未納となっている期間が近似しているので、私の未納記録も不正な事務処理と関係があるのではないかと思う。

申立期間は、間違いなく毎月納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、B 町役場 C 支所において国民年金を担当していた窓口職員の姓を記憶しているところ、D 市の回答により、申立期間当時に国民年金を担当していた B 町 C 支所の職員の姓と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたF市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和49年5月16日にB町に転出しており、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、50年9月にはB町に転入していることが確認されているにもかかわらず、B町においては、申立期間直後の53年3月に、申立人に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出され、同番号により申立人の国民年金の管理が行われた後、申立人の最初の国民年金手帳記号番号に統合するなど、適切な事務処理が行われていなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、A県からB町（現在は、C市）に帰ってきた昭和50年2月21日にB町役場に行き、国民年金の加入手続をした。そこで、49年度分の国民年金保険料をまとめて全額納付した上で、45年5月から49年3月までの国民年金保険料を一括納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人が国民年金の加入手続をしたのは昭和50年2月21日であることが推認できることから、加入手続をした時点において、申立期間の一部は、時効により特例納付以外では納付することができなかつたと考えられるところ、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする同年2月21日は、第2回特例納付実施期間中（昭和49年1月から50年12月まで）であり、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから、45年5月から47年12月までの国民年金保険料を特例納付し、48年1月から49年3月までの保険料を過年度納付することは可能であつたと考えられる上、申立人のB町の国民年金被保険者カードの納付済記録欄には、加入手続が行われたと推認される50年2月21日時点においては、時効により納付することができない45年5月から46年3月分までの国民年金保険料が「完納」と記録されていることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付及

び過年度納付により納付したものと推認される。

また、申立人の申立期間を除く国民年金の加入期間は全て納付済となっている上、申立人は、加入手続の時点で納付すべき金額を「5万円くらいになると思った。」としているところ、当該時点で納付すべき特例納付分、過年度納付分、及び現年度納付分の国民年金保険料の合計額は4万7,850円となり、申立人の記憶と概ね一致する。

さらに、特例納付していた場合、本来、存在すべき申立人の特殊台帳が確認できない上、オンライン記録によれば、平成22年8月17日付けで、申立期間直前の昭和45年5月から46年3月までの国民年金加入期間が未納から納付済に訂正されていることが確認できることを踏まえると、行政側において、記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含め、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を A 市 B 町の自治会の集金で納めていたと思う。未納があれば集金人から指摘を受けていたはずであり、3 か月も未納があったとは考えられない。

また、毎年、確定申告を行っており、国民年金及び国民健康保険の保険料は役所の台帳によるチェックを受け、12 か月分の申告に対し一度も金額相違の指摘を受けたことがないことから、国民年金保険料の未納は無いはずである。

申立期間に国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間前後の約 8 年間の長期にわたる国民年金保険料を B 町で納付している上、申立期間当時は、申立人の夫も会社に勤務中で、報酬等に変動も無く、申立人は、個人で事業を営んでおり、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで  
私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時、給与から控除されていた保険料に相当する額よりも低い額になっているので、控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年10月1日から2年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された給与の支給明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、10万4,000円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、A社は、「当時の資料は保管していないため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかは不明である。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年1月1日から同年2月1日までの期間については、前述の給与の支給明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低い額となっている上、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を17万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成10年7月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月1日から同年6月30日まで  
: ② 平成10年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成7年11月から11年6月まで勤務していたが、勤務していた期間のうち、10年4月及び同年5月の標準報酬月額が、遡及して低い額に訂正されていることが分かった。私が所持している申立期間に係るA社の給与明細書では、約20万円の給料を受け取っていたことが確認できるので、申立期間①に係る標準報酬月額を遡及訂正される前の記録に戻してほしい。

また、私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は平成10年6月30日で資格喪失となっているが、同年6月分までは給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間②の資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、17万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10

年6月30日)の直後の平成10年7月1日付けで同年4月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間①当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人(申立人、事業主及び役員を除く。)全員についても、申立人と同様に、平成10年7月1日付けで、同年4月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は、B業務等を担当していた。当時、会社の経営が厳しくなったので、健康保険を任意継続にしてくれと言われた覚えはあるが、事業主や事務担当者から標準報酬月額を遡及訂正するというような話は聞いていない。」と主張しているところ、申立期間①において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「申立人とは別の者が、経理や社会保険などに関する事務を行っていた。」としており、このうちの一人は、「申立人は私と共にB業務等を担当していた」としていることから、申立人は、当該事業所の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、このような記録訂正処理を行う合理的理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た17万円に訂正することが妥当である。

申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成10年6月30日と記録されており、当該処理が行われたのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成10年6月30日)の直後の同年7月1日付けであることが確認できる。

また、商業登記簿により、A社は申立期間においても事業を継続していることが確認できる上、雇用保険の加入記録により、少なくとも申立人を含む6人が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年6月30日以降も継続して勤務していたことが確認できるところ、申立人から提出された申立期間を含む当該事業所の給与明細書によれば、同年6月分と考えられる厚生年金保険料が同年7月4日支給の6月度給与から控除されていることが確認できる。

さらに、前述のとおり、A社に係る商業登記簿並びに申立人及び同僚5人の雇用保険の加入記録により、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も法人として事業を継続していたものと考えられ、当該事業所は、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認されることから、当該適用事業所でな

なくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成10年6月30日にA社に係る被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、資格喪失処理が行われた同年7月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る申立人の遡及訂正処理前のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

## 長崎国民年金 事案 741 (事案 526 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から48年3月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和41年頃、親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は、結婚する44年\*月までは、毎月の給料からA市に居住する母親に送金し、母親又は妹に市役所において現金で納付してもらっていた。結婚後は、妻が銀行等において納付書で納付したと思う。

前回の申立てにおいて、平成21年4月に「年金記録の訂正は必要でない。」とする通知を受け取ったが、今回、国民年金手帳が見つかり、また、申立期間①において、正月の帰省時に母親や妹が払っていない分を自分でA市役所に払いに行ったことを思い出したので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親、妹及び妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人の母親及び妻は既に死亡しており、申立人の妹が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月11日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、44年\*月の婚姻後、申立人の国民年金保険料を納付して

いたとする申立人の妻についても、同年2月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされている上、申立期間①当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、さらに、申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料も未納とされている上、申立人の妻が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに国民年金手帳の写しを提出した上、申立期間①において、申立人自身が申立期間①の国民年金保険料を納付したこともあると主張しているが、申立人から提出された国民年金手帳に記載されている記号番号は、昭和47年3月に夫婦連番で払い出されたものであることが確認できる。

また、申立人自身が申立期間①の国民年金保険料を納付した場所について、申立人は、当初、B地区のA市役所の支所としていたところ、その後、A市役所の本庁であった等と変遷しているほか、申立期間①当時の納付場所、納付時期及び納付方法等に係る申立人の記憶を裏付ける具体的な資料や回答を得ることができない。

さらに、申立期間②については、申立人は、「結婚後は、私の指示で妻が保険料を納付していた。」としているところ、申立人の妻は既に死亡しているため、申立人の妻の兄弟姉妹及び申立人の妻が勤務していた会社の同僚に当時の事情を聴取したが、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、昭和48年7月から同年9月までの保険料及び50年3月から同年6月までの保険料は、58年と60年に、オンライン記録によれば、50年7月から同年12月までの保険料は60年にそれぞれ追納されており、58年3月から60年3月までの期間については、同年4月に免除取消されていることを踏まえると、当初は、申立期間②を除く、48年4月から60年3月までの期間は国民年金の申請免除期間と記録されていたと認められる上、申立人は、53年10月6日にA市からC市D町に転出した後、54年6月18日に再びA市に転入しているため、何らかの事情により、申立期間②(昭和54年度)の免除申請期限の54年6月までに、免除申請手続きができなかったものと考えられる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から16年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から 16 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であったが、いつ頃かははっきり覚えていないが、母親から学生納付特例の手続をするように言われ、社会保険事務所（当時）の2階にあった国民年金課の窓口で説明を聞き、学生納付特例の手続をした。「来年も手続してください。」と言われたので、手続したのは2年生になってからだったと思う。

学生納付特例の手続をしたのは間違いないので、申立期間について、学生納付特例の期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の学生納付特例申請手続について、申立人は、「当初、社会保険事務所に行ったとき、印鑑が無かったため、説明を聞き、一旦は帰ったが、当日姉と待ち合わせをしており、姉から印鑑を借りて再度手続に行った。手続したのは2年生になった4月である。」としているものの、申立人の姉は、手続に同行していない上、申立人は、学生納付特例申請手続時の状況の記憶が曖昧であり、ほかに申立人の学生納付特例申請手続が行われたことをうかがえる具体的な関連資料や周辺事情を得ることができなかった。

また、学生納付特例が承認された場合には、「学生納付特例申請承認通知書」が送付されることとなるが、申立人及びその母親共に当該通知書の記憶が無い上、申立人が学生納付特例申請を行ったとする年金事務所及びA市に照会しても、申立期間当時の資料は無く、申立人が学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録においても、申立人が20歳になった際に、国民

年金の加入手続を行っていなかったため、年金手帳を送付することにより、国民年金の加入を行ったこと、及び平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入する直前の同年 3 月 31 日に申立人の年金手帳が再交付されていることが確認でき、申立期間は未納期間となっており、申立人に係る国民年金記録に不適切な事務処理が行われた形跡はうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年6月まで

私は昭和51年\*月に23歳で結婚し、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続をしたが、その際、20歳まで遡って国民年金保険料を納付できることを聞き、夫と相談して、A町役場の窓口で20歳まで遡って国民年金保険料を納付した。しかし、48年2月から49年6月までの国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

申立期間が未納とされていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和51年10月2日に払い出されたことが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された月（昭和51年10月）に、その時点で時効にかからない昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続をした際に、その時点で納付することができた期間の保険料を遡及して納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、納付した金額及び納付書等の記憶も無い上、昭和53年7月から55年6月にかけて実施された第3回特例納付についても、「そ



の頃にまとめて納付したことは無かったと思う。」としており、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとの主張も無い。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月

私は、平成16年3月25日に、妻と一緒にA市のB地区公民館に行き、未納分の国民年金保険料をパソコン上で確認し、二人の未納分の国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年3月25日に、B地区公民館に夫婦で行き、二人の未納分の国民年金保険料を納付した。B地区公民館で支払えなかった国民年金保険料の未納分は、後日、納付書を送ってもらって、同年4月に納付したので、未納は無かったはずだ。」としているところ、B地区公民館は、「平成16年3月25日、26日に、C社会保険事務所（当時）が国民年金保険料の徴収のために使用していた。」としていることから、申立人は、B地区公民館に行き国民年金保険料の過年度の未納保険料を納付したものと推認される。

しかし、申立人の妻が所持している家計簿によれば、平成16年3月25日付けで、「国民年金93,100円×2、186,200円（2人分）」及び同年4月に、「国民年金のこり×2、26,600円」と記載されており、C社会保険事務所が保管する「国民年金保険料領収証書」の原符によると、同年3月25日に、申立人及びその妻に係る「14年2月分から同年8月分、93,100円」の国民年金保険料が領収されていることが確認でき、オンライン記録上、16年3月25日付けで、14年2月分から同年8月分までの国民年金保険料、及び16年4月5日付けで、14年9月分の国民年金保険料が過年度納付さ

れていることが確認できることから、家計簿に記載されている申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料は、オンライン記録と一致しており、申立人が16年3月25日時点において納付したとする保険料は、時効にかからない国民年金の過年度の未納保険料であったものと認められる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月

私は、平成16年3月25日に、夫と一緒にA市のB地区公民館に行き、未納分の国民年金保険料をパソコン上で確認し、二人の未納分の国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年3月25日に、B地区公民館に夫婦で行き、二人の未納分の国民年金保険料を納付した。B地区公民館で支払えなかった国民年金保険料の未納分は、後日、納付書を送ってもらって、同年4月に納付したので、未納は無かったはずだ。」としているところ、B地区公民館は、「平成16年3月25日、26日に、C社会保険事務所（当時）が国民年金保険料の徴収のために使用していた。」としていることから、申立人は、B地区公民館に行き国民年金保険料の過年度の未納保険料を納付したものと推認される。

しかし、申立人が所持している家計簿によれば、平成16年3月25日付けで、「国民年金93,100円×2、186,200円（2人分）」及び同年4月に、「国民年金のこり×2、26,600円」と記載されており、C社会保険事務所が保管する「国民年金保険料領収証書」の原符によると、同年3月25日に、申立人及びその夫に係る「14年2月分から同年8月分、93,100円」の国民年金保険料が領収されていることが確認でき、オンライン記録上、16年3月25日付けで、14年2月分から同年8月分までの国民年金保険料、及び16年4月5日付けで、14年9月分の国民年金保険料が過年度納付されてい

ることが確認できることから、家計簿に記載されている申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料は、オンライン記録と一致しており、申立人が16年3月25日時点において納付したとする保険料は、時効にかからない国民年金の過年度の未納保険料であったものと認められる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 746 (事案 146 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、57年4月から平成元年6月までの期間及び2年2月から同年9月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から46年3月まで  
② 昭和57年4月から平成元年6月まで  
③ 平成2年2月から同年9月まで

申立期間①について、当時、私は、A市B町で店舗を経営していたが、B町内の責任者が、毎月、集金に来たので、納付していた。その際、責任者がA5サイズの厚紙の用紙に押印していたのを覚えているが、申立期間①において国民年金保険料の納付記録がない。

申立期間②及び③について、昭和56年に離婚してしばらくした後に、国民年金の付加保険料の加入手続をして納付したのに、申立期間②及び③において付加保険料の納付記録がない。

申立期間①を国民年金保険料納付済期間に、申立期間②及び③を付加保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、当初、「A市B町の納税組合の責任者が、国民年金保険料の集金に来ていたので、毎月納付していた。」としているところ、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、昭和45年3月5日に、A市C町からA市B町に住所変更していることから、申立期間①のうち、43年7月から45年2月までの期間の保険料については、B町の納付組合では納付できなかったものと推認される上、同年3月にB町に住所変更した時

点においては、43年7月から44年3月までの国民年金保険料は過年度の保険料となり、当該保険料は、社会保険事務所（当時）発行の納付書でなければ納付することができないことから、B町の納付組合では納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、「私の元夫が、被用者年金の期間に、一時期、国民年金に加入していなかったが、A市B町の納税組合で遡って納めた。」としていたところ、その後、「A市D町に移った昭和49年から離婚する56年までの間に、A市から通知があり、A市の窓口で、2、3回に分けて2、3万円程度、遡って支払ったと思う。」と述べているものの、申立人がA市D町に移った昭和49年6月時点において、申立期間①は時効により納付できない期間である上、申立期間①は、任意加入対象期間であり、特例納付による納付もできないほか、A市が、未加入期間の国民年金保険料の納付に係る通知を行ったとは考え難く、申立人が納付したとする時期や納付方法に係る申立人の記憶も曖昧である。

さらに、社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人は、昭和43年7月12日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、46年4月5日に、任意加入被保険者資格を再取得しており、申立期間①は、未加入期間である上、社会保険事務所の申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者記録の資格記録と一致しているほか、申立期間①当時、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、行政側の事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③については、申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁の記録によると、申立人から国民年金の付加保険料の申出を受けた時期は、平成2年10月となっている上、国民年金の付加保険料に基づき発行される納付書は、定額保険料に付加保険料を上乗せした保険料を表示した1枚の納付書が発行され、申立人も1枚の納付書で納付していたと主張していることから、当該期間の付加保険料のみが未納となっていることは考え難いことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき、20年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料や証言等があつて申立てたものではなく、

再度調査しても、申立期間②及び③に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、仮に付加保険料の申出が承認されていたとした場合において、行政側が、申立期間②及び③の約８年間にわたって、誤った事務処理を行っていたとは考え難いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②及び③の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、昭和47年12月にA社を退職し、48年1月にB市役所で、国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、私がC町自治会の国民年金保険料を取りまとめていたD店に持参し、その年度の終了後に領収書ももらっていた。当時の領収書等は残っていないが、申立期間に国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年8月31日に払い出されていることが確認でき、その時点においては、申立期間の一部は時効により、納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料は、私がC町自治会の国民年金保険料を取りまとめていたD店に母親の国民年金保険料と共に持参し、その年度の終了後に領収書ももらっていた。」としているところ、D店は、「昭和48年頃に国民年金保険料の取りまとめをしていたことはない。国民年金保険料は、自治会会長か婦人部長かは分からないが、集金に来ていた。集金の際には、国民年金保険料納付組合に加入している各所帯に配布されている国民年金保険料納入カードに集金人の印鑑を押してもらい、現金を預けていた。」としており、C町自治会の現在の自治会長は、「昭和48年頃のC町自治会には、国民年金保険料納付組合があり、当時の婦人部長と副部長が

国民年金保険料の集金を担当していた。年度の途中から国民年金保険料納付組合に加入した人の取扱い及び集金方法については分からない。」としている上、申立期間の婦人部長と副部長は、所在不明又は死亡しており、当時の事情を聴取することができない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年8月時点においては、申立期間の一部は過年度納付が可能であり、同月以降では、第3回特例納付により納付可能であるが、申立人は、社会保険事務所やB市役所から、国民年金保険料の納付書が送られてきたことはなく、国民年金保険料納付組合で納付したと主張している上、前述の自治会長は、「当時の国民年金保険料納付組合が、組合員の過年度の国民年金保険料を預かって、当該組合員の代わりに金融機関において納付していたというような話は聞いたことがない。」としていることから、申立人が申立期間に係る過年度の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に納付した国民年金保険料の金額を記憶しておらず、申立人の母親は、高齢のため事情を聴取することができない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書)は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月

私は、昭和 60 年 8 月に会社を退職し、同月に A 町役場で国民年金の加入手続をした。私が所持している年金手帳の「被保険者となった日」が同年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日に A 町長の印で訂正されていることについて A 町役場で説明がなかったため、今回まで気付かなかったが、郵送された納付書の納付期限までには A 町役場で保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」は昭和 60 年 8 月 20 日となっており、国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」は同年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日に A 町長の印で訂正されている上、A 町の国民年金被保険者名簿の資格取得日も同年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「郵送された納付書の納付期限までには A 町役場で保険料を納付した。」としているが、A 町の国民年金被保険者名簿に「B 銀行 60.10」との記載があり、オンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料は、昭和 60 年 10 月分から毎月 28 日に納付されていることが確認できることから、申立人は、同年 10 月分からの国民年金保険料を口座振替により納付していたものと推認される上、61 年 7 月 10 日に過年度の国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、この時点においては、60 年 9 月の国民年金保険料は未納であり、当該保険料は過年度の国民年金保険料であることから、A 町では納付することができなかったものと考えら

れる。

さらに、申立人は昭和 61 年 8 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得したことにより、同年 8 月分及び 9 月分の国民年金保険料の還付が発生しているところ、オンライン記録によれば、同年 8 月分の保険料は 60 年 9 月分の保険料に充当され、61 年 9 月分の保険料は全額還付されていることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であったため、同年 9 月分の保険料が充当されなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 10 日から 14 年 9 月 1 日まで  
私が A 社に勤務していた期間の給与月額は 20 万円であったのに、厚生年金保険の記録上、A 社に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。

当時、私は経理及び社会保険事務を担当していたが、会社として厚生年金保険料の負担を軽くするため、実際の給与額より低い報酬月額で届出を行い、当該月額を基に決定された標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。

しかし、このことが年金受給額に影響するとは考えていなかったため、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が給与を振り込まれていたとする金融機関から提出された申立人に係る口座別取引明細表に記載されている平成 14 年 9 月 20 日付けの給与振込額は、オンライン記録により確認できる申立人の同年 8 月の標準報酬月額よりも高い額となっているものの、厚生年金保険料の控除額までは確認できないところ、申立人は、申立期間当時、A 社の経理及び社会保険事務担当者であったこと、及び申立人自身の報酬月額について、社会保険事務所（当時）に対し、実際より低い額（9 万 8,000 円）で届出を行い、当該月額を基に決定された標準報酬月額に基づく保険料を控除していたことを認めている。

また、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る厚生年金保険

被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた三人は、いずれも給与明細書を所持しており、「実際の給与支給額は厚生年金保険の記録で確認できる標準報酬月額よりも高かったが、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。」としていることから、A社は、社会保険事務所に対し、実際の給与支給額よりも低い額を報酬月額として届け、当該報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたものと推認される。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、事情を聴取することができない。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚で、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録上、A社は昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、43 年 12 月 1 日から 44 年 6 月 1 日までの期間については、A社は適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の事情を聴取することができた者のうち、昭和 45 年 7 月にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、自身が入社したとしている時期よりも数か月後に被保険者資格を取得していることから、A社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられるところ、申立人が、ほぼ同時期に入社し、上司であったとする者のA社に係る同資格取得日は、46 年 6 月 21 日となっていることから、申立人はA社に係る同資格を取得する前にA社を退職した可能性がある。

さらに、A社は、「当時の資料が無く、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、当時の事業主は死亡している上、申立期間及びその前後の期間において、A社に

係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 長崎厚生年金 事案 938 (事案 100 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 20 日から平成 2 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 58 年 10 月 20 日に A 社を設立し、平成 16 年 3 月まで勤務していたが、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が 2 年 2 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が確認できないことから、年金記録確認の申立てをしたところ、20 年 11 月に年金記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、前回も述べたように、申立期間当時、官公庁の入札に参加するためには社会保険に加入していることが条件であった上、保険料を口座振替していたことは間違いないので、再調査を行った上で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社が受注していた業務の発注元の一つである B 県は、「資料が無く、当時の競争入札参加要件については確認できない。」としているものの、少なくとも平成 3 年及び 20 年のいずれの要綱においても、競争入札参加要件として、社会保険への加入は規定されていない上、オンライン記録上、A 社は、2 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A 社の取引金融機関から提出された資料によっても、申立期間当時、A 社が社会保険料を口座振替により納付していた事実を確認できないほか、申立人と一緒に直前に勤務していた事業所を退職し、A 社に移籍したとする同僚については、申立期間の一部を含む期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき 20 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の官公庁の入札参加要件の再確認を求めているが、当該要件について、前回調査を行ったB県以外に、申立期間の大部分においてA社が所在していたC市に確認したところ、C市は、「入札参加資格申請において、社会保険の適用や保険料の納付に関することは条件としていない。」としている上、申立期間後にA社の事業の各種許認可申請を行っていたとする行政書士も、「県や市の入札に参加するにあたって、社会保険の適用事業所であることは条件ではなかった。」としている。

また、申立人は、社会保険料の口座振替の事実についても再確認を求めているが、A社が保険料を口座振替していた可能性があるとして申立人が挙げた二つの金融機関のうちの一つについては、前回調査を行った支店以外の別の支店にA社の取引口座が確認できるものの、申立期間においてA社が保険料を口座振替していた事実を確認することができない上、別の金融機関については、A社の取引口座が確認できなかった。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成2年2月1日）にA社に係る被保険者資格を取得している者は、「私は、平成2年に入社する以前の昭和63年頃にもA社に2年程勤めたことがあるが、厚生年金保険があると聞いていたにもかかわらず、その期間は厚生年金保険に加入できなかった。」としているところ、オンライン記録上、この者は、申立期間において別の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間を除き、国民年金に加入していることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年5月1日まで  
夫がA社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、夫は、申立期間当時、勤務時間や給与額が変わったり、正社員からパート職員になったりしたことはない。

当時の給与明細など、証明できるものは何も無いが、夫が、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年8月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月1日に同資格を喪失後、30年5月1日にA社に係る同資格を再取得しているところ、A社の事業を継承しているB社は、「当時の賃金台帳は残っていないが、社員名簿の記録から、申立てどおりの届出及び保険料納付は行っていない。」としている。

また、B社から提出された社員名簿によると、申立人(当時は旧姓)は、昭和29年1月31日に一旦退職した後、30年5月1日に再入社した記録となっており、当該記録はオンライン記録と一致(制度上、厚生年金保険被保険者資格喪失日は退職日の翌日)しているほか、当該社員名簿に記載されている64人に係る入退社又は資格取得日の記録は、その者のA社に

係る厚生年金保険被保険者記録とほとんど一致（A社が適用事業所となる前に入社した者の入社日と被保険者資格取得日を除く。）している。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことを推認することはできなかつた上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることもできなかつた。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」により、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低くなっていることが分かった。

所持している預金取引明細により、当時の給与額が標準報酬月額よりも高かったことが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引に関する資料によると、申立期間において申立人が受け取っていた給与月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高い額であったものと推認される。

しかし、申立期間の一部を含む期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた5人のうちの2人（経理事務を担当していたとする者を含む。）は、「A社は、従業員の報酬月額を実際の給与月額よりも低く届け出ていたが、給与から控除していた厚生年金保険料の額は、低く届け出た報酬月額により決定された標準報酬月額に見合う額であった。」としているところ、このうちの1人から提出された平成13年10月分から14年9月分までの給与支給明細書によると、給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高い額となっているものの、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、申立期間当時、A社は、実際の給与支給額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に報酬月額

として届出を行い、当該報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたものと推認される。

また、A社の元事業主は、「申立期間において申立人の給与から控除していた厚生年金保険料の金額等については不明である。」としている上、前述の申立人と同時期にA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったほか、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長崎厚生年金 事案 941 (事案 118 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 7 日から 41 年 4 月 5 日まで

私は、申立期間において、A社B支社C営業所に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 12 月に年金記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、申立期間当時、近隣に住んでいた学生時代の先輩が勤務状況等を証明してくれると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当時の同僚を覚えておらず、勤務していた事業所についても協力会社だったかもしれないとしており、記憶が曖昧である上、申立期間当時、A社B支社C営業所で勤務していた者及び当該事業所の人事記録等を保管しているD社の回答からは、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認できないほか、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿を見ても、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は認められないなどとして、平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間において近隣に住んでいた学生時代の先輩が勤務状況等を証言してくれる旨主張しているが、この者は、「申立人がC営業所にいたことは覚えているが、勤務していた事業所名は覚えていない。」としており、申立人が申立期間においてA社B支社C営業所

に勤務していた事実を確認することはできなかった。

また、申立人は、「当時、労働組合には加入しておらず、住んでいた社宅はD地区であった。」としているところ、A社B支社C営業所に関する資料及び申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答によると、申立期間当時、当該事業所に勤務する者は、労働協約により必ず労働組合に加入しなければならず、申立人が居住していたとするD地区は、下請の事業所に勤務する者が入居する住宅であったと考えられ、申立人は、申立期間において、当該事業所ではなく、その下請会社に勤務していた可能性がうかがえることから、当該事業所の協力会社で、オンライン記録上、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できた3社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票を確認したが、そのうちの2社については、既に確認できる記録以外に申立人の氏名は確認できず、他の1社については、申立人の氏名を確認することはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 24 日から 50 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 50 年 10 月 5 日から 51 年 4 月 1 日まで

私が A 社の船舶に乗り組んでいた期間のうち、申立期間に係る船員保険の記録が無いことが分かった。当時は、8 か月間乗船して 2 か月間休むという状況であったが、休暇中も船員保険の適用を受けていたので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された乗組員カード及び A 社の回答によると、申立人は、申立期間①において B 号に、申立期間②において C 号にそれぞれ乗船していたことが確認できる。

しかし、A 社は、「B 号及び C 号は、ともに外国船籍の労務提供船であったため、船員を船員保険に加入させることはできなかった。」としているところ、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」（昭和 51 年 4 月 1 日庁保発第 7 号）により、日本の船舶所有者に使用されている日本人船員で、外国法人等に派遣された者が、船員保険の被保険者となれたのは、昭和 51 年 4 月以降であることが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時、外国船籍の労務提供船に乗る者には、乗船時に国民健康保険及び国民年金に加入するように連絡していた。」としているところ、A 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者のうち、申立期間当時、申立人と同じ船舶に乗っていたとする複数の者は、「当時、外国船籍の船舶に乗るときには船員保険に加入できなかったため、国民年金に加入した。」としている上、オンライン記録上、昭和 51 年 4 月以前

の期間においては、当該複数の者が当該船舶に乗船していたとする期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、「申立人がB号及びC号に乗船していたときの給与は外国の船会社から支給されており、当社では、船員保険料の控除は行っていない。」としている上、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、前述のA社の回答等によると、申立人は、申立期間②を含む昭和50年10月5日から51年6月1日までの期間においてC号に乗船していることが確認できるところ、オンライン記録上、申立人は、当該乗船期間中の同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、前述のとおり、制度上、同日以前から引き続き派遣されている派遣船員のうち、一定の条件のもと、海運局長（当時）が認定した者は、同日をもって船員保険の被保険者とする取扱いとなったため、同日に被保険者資格を取得したものと推認される。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 10 日から 49 年 2 月まで

私は、昭和 46 年 2 月から約 3 年間、A 社 B 支社所有の船に乗船し、主に C 地区で操業していた。

しかし、D 丸に乗船していた昭和 46 年 2 月 27 日から同年 8 月 10 日までの期間については船員保険被保険者期間となっているが、E 丸のほか 2、3 隻に乗船していた期間は船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

船員手帳は返還し、その他の資料は水害で流出したため、証明するものは無いが、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社 B 支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取したが、いずれも「申立人を知らない。」としている上、A 社は、「申立人については、申立期間前の昭和 46 年 2 月 27 日から 46 年 8 月 9 日までの在職は確認できる。しかし、申立期間に係る船員保険料の控除、申立てどおりの届出及び保険料の納付の有無については、いずれも不明である。」としているほか、現在、A 社の関連会社に在籍している申立期間当時の A 社 B 支社の社会保険事務担当者は、「A 社 B 支社の船員保険の台帳は当社で保存しており、詳しく調べたが、本社を通じて回答した以上の事実はない。船員保険の記号番号にも欠番は無く、ご本人の記憶違いではないか。」としていることから、申立人が申立期間において A 社 B 支社に勤務していたことが確認できない。

また、前述の A 社 B 支社の元事務担当者は、「グループ会社の F 社に、

G丸等3組の船団があり、船員を派遣したりするようなことがあった。」としていることから、F社に照会したが、F社は、「申立人の当社での在職期間は確認できない。当時、H出張所において、A社から融通派遣者を何名か受けていたが、融通派遣者の給与はA社が本人に支払っており、当社は、融通派遣を受けていた人数分の出向対価をA社に支払っていた。」としており、F社において申立人の在職は確認できない上、F社に係る船員保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、I組合における申立人の加入記録について、I組合は、「申立人と思われる組合費の納入記録については、昭和46年4月1日組合加入、同年4月から同年6月まで組合費納入、同年7月から同年12月までの間、組合費は失業免除、47年12月に除籍になったものと思われる。」としている上、A社健康保険組合は、「申立人の被保険者期間が確認できない。」としているほか、船員手帳を発行管理するJ運輸局K運輸支局は、「資料の保存期限を過ぎており、資料が存在しない。」としているなど、申立人が、申立期間において、A社B支社が所有する船舶に乗船して、船員保険に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、A社B支社の船員保険被保険者名簿によれば、申立期間において、当該被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間直前の昭和46年2月27日から同年8月10日までの申立人の船員保険記録が確認できる当該被保険者名簿の備考欄に、船員保険被保険者証の返納を意味する「46.8.21 証返納」の記事が確認できる上、同年8月から49年2月までの期間の船員保険の被保険者整理番号は、番号順に管理され、欠番も無く、不適切な事務処理をうかがわせる形跡も見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 2 日から 54 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 7 月 13 日から同年 10 月 1 日まで

私は、職業安定所の紹介で、社会保険のある会社に就職し勤務していたが、申立期間①のA社及び申立期間②のB社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①当時、A社の役員であった二人は、「当時、従業員の出入りも激しく、とりあえず労災、雇用保険には加入し、その他のことは保留していた。」、「当社では、試用期間があった。」としている上、申立期間①及びその前後の期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、二人のオンライン記録及び雇用保険の加入記録によると、それぞれの雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることから、A社では、申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表取締役二人のうち一人は死亡しており、残る一人は所在不明である上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険番号に欠番は無く、申立期間①において申立人の被保険者原票は確認できない。

さらに、申立期間①において、A社に係る被保険者記録が確認できる複

数の者（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、「B社では、昼夜2交代で作業していた。」としているところ、申立期間②当時、B社の役員であった二人のうち、事情を聴取できた一人は、「一時期忙しいときがあって、2交代で作業することもあり、そのときにアルバイトを雇ったので、申立人は、アルバイトだったのではないか。」としている上、申立期間②当時、B社の社会保険事務手続及び給与計算事務を担当していた者は、「申立人は、アルバイトだったと思う。アルバイトの方については、雇用保険に加入していたが、社会保険の加入手続はしていなかった。また、正社員も試用期間（約6か月）があり、その間は社会保険の加入手続はしていなかった。」としている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険番号に欠番は無く、申立期間②において申立人の被保険者原票は確認できない。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明である上、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている上司を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 36 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年頃から、A社に勤務していたが、ケガをしたため、途中からは勤務形態が変わったことを覚えている。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務し、寮に入寮していたとしているところ、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答から、申立期間当時、当該寮が存在していたことは推認できるものの、申立人は、同僚及び当該寮の入寮者の氏名を記憶していない上、前述の当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの一人は、「申立人の氏名を何となく聞いたことがある。」としており、申立人が当該事業所で勤務していた可能性は否定できないが、その者も申立人が勤務していた期間までは覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 10 月 1 日までの間に被保険者資格を取得した者及び当該事業所に係る厚生年金保険記号番号個人別払出簿において、33 年 7 月から申立期間の終期までの期間に新たに払い出された厚生年金保険記号番号を調査したが、当該被保険者名簿及び当該個人別払出簿に申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は死亡している上、申立期間において、当該事業所に

係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から同年12月28日まで

私は、昭和35年10月から、A社B事務所（現在は、C社D事務所）に勤務していたが、36年の年末に実家に帰省した際、急遽<sup>きゅうきょ</sup>、結婚が決まったので、37年の仕事始め頃に電話で退職の意向を伝え、退職した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、私の厚生年金保険被保険者資格が昭和36年10月1日に喪失した記録となっており納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B事務所において、申立人と同じ職種であったとする同僚及び申立人の後任の者の回答から、申立人は、勤務期間の終期は特定できないものの、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に継続して勤務していたものと推認される。

しかし、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和35年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、C社D事務所から提出されたC社E事務所が保管している資料によれば、申立人が同年10月1日付けで共済組合に加入したことが確認できる上、当該共済組合の長期給付（共済年金）事業に関する業務を担っている共済組合連合会は、「共済組合加入期間が1年未満である場合は一時金の対象にもならないため、記録自体が抹消された可能性が高く、申立人の加入記録は確認できない。」としていることを踏まえると、申立人は、同年10月1日付けで、共済組合の組合員資格を取得したため、同日付けで厚生年

金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、C社D事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、「資料がないため不明。」としている上、前述の同僚及び申立期間にA社B事務所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。